



平成 27 年 11 月 16 日

各 位

上場会社	株式会社中央経済社
代表者	代表取締役社長 山本 憲央
(コード番号	9476)
問合せ先責任者	社長室 執行役員常務 杉原茂樹
(TEL	03-3293-3371)

吸収分割契約締結及び定款の一部変更（商号及び事業目的等の一部変更） に関するお知らせ

当社は、平成27年10月20日付「会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」において持株会社体制へ移行する旨を公表いたしましたとおり、平成27年11月16日開催の取締役会において、平成28年1月1日を効力発生日として、当社の営む編集関連事業等及び販売・校正・製作関連事業等を、当社の100%子会社である株式会社中央経済社分割準備会社及び株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社（以下、「分割準備会社2社」といいます。）にそれぞれ承継させるための会社分割（以下、「本件分割」といいます。）について決議し、本件分割に係るそれぞれの吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記Ⅰのとおりお知らせいたします。

持株会社体制への移行は、平成27年12月17日開催予定の当社定時株主総会における承認及び準備会社において必要とされる所管官公庁の許認可等が取得されることを条件といたします。

また、当社は平成28年1月1日付で「株式会社中央経済社ホールディングス」に商号を変更すること、及びその事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更することを内容とする決議をいたしましたので、下記Ⅱのとおり併せてお知らせいたします。

商号及び事業目的の定款の変更は、平成27年12月17日開催予定の当社定時株主総会における承認決議が取得され、かつ本件分割の効力発生を条件としております。

なお、本件分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

Ⅰ. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、平成 27 年 10 月 20 日付「会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分

割準備会社)の設立に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、昨今の環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

2. 会社分割の要旨

(1) 本件分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	平成27年11月16日
吸収分割契約締結	平成27年11月16日
吸収分割契約承認時株主総会	平成27年12月17日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成28年1月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社中央経済社分割準備会社及び株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社をそれぞれ承継会社とする吸収分割です。

(3) 本件分割に係る割当ての内容

本件分割は、完全親子会社間において行われるため、本件分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件吸収分割による当社の資本金等の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社中央経済社分割準備会社は、本件分割契約に別段の定めがある場合を除き、本件分割により当社が編集関連事業等に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難な権利義務等は除きます。

株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社は、本件分割契約に別段の定めがある場合を除き、本件分割により当社が販売・校正・製作関連事業等に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難な権利義務を除きます。

なお、分割準備会社2社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受の方法によるものとしております。

(7) 債務履行の見込み

当社及び分割準備会社2社は、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定

されておられません。したがって、本件分割後における当社及び承継会社2社の債務の履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

3. 分割会社の概要

(1)名称	株式会社中央経済社																					
(2)主な事業内容	書籍・雑誌の出版																					
(3)設立年月日	昭和23年10月13日																					
(4)本店所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2																					
(5)代表者	代表取締役社長 山本 憲央																					
(6)資本金の額	383,273千円																					
(7)発行済株式総数	4,398,464株																					
(8)決算期	9月30日																					
(9)従業員数	75名																					
(10)大株主及び持株比率 (持株比率は自己株式を控除して算出)	<table> <tr> <td>山本 時男</td> <td>11.60%</td> </tr> <tr> <td>(株)プランニングセンター</td> <td>9.24%</td> </tr> <tr> <td>Black Clover合同会社</td> <td>6.35%</td> </tr> <tr> <td>(株)トリプルA</td> <td>6.19%</td> </tr> <tr> <td>(株)インターパブイーストアジア</td> <td>6.11%</td> </tr> <tr> <td>(株)T O K I Oコーポレーション</td> <td>4.87%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株)</td> <td>3.88%</td> </tr> <tr> <td>山本 浩平</td> <td>3.47%</td> </tr> <tr> <td>平山 満紀</td> <td>2.47%</td> </tr> <tr> <td>重田 光時</td> <td>2.43%</td> </tr> </table>		山本 時男	11.60%	(株)プランニングセンター	9.24%	Black Clover合同会社	6.35%	(株)トリプルA	6.19%	(株)インターパブイーストアジア	6.11%	(株)T O K I Oコーポレーション	4.87%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3.88%	山本 浩平	3.47%	平山 満紀	2.47%	重田 光時	2.43%
山本 時男	11.60%																					
(株)プランニングセンター	9.24%																					
Black Clover合同会社	6.35%																					
(株)トリプルA	6.19%																					
(株)インターパブイーストアジア	6.11%																					
(株)T O K I Oコーポレーション	4.87%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3.88%																					
山本 浩平	3.47%																					
平山 満紀	2.47%																					
重田 光時	2.43%																					

4. 承継会社の概要

(1)名称	株式会社中央経済社分割準備会社	株式会社中央経済 グループパブリッシング分割準備会社
(2)主な事業内容	本件分割前は事業を行っておりません。	本件分割前は事業を行っておりません。
(3)設立年月日	平成27年11月2日	平成27年11月2日
(4)本店所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
(5)代表者	代表取締役社長 山本 継	代表取締役社長 山本 憲央
(6)資本金の額	100,000千円	100,000千円
(7)発行済株式総数	4,398,464株	4,398,464株
(8)決算期	9月30日	9月30日
(9)従業員数	0名	0名
(10)大株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%
(11)当事会社間の関係等	資本関係	当社が分割準備会社2社の発行済株式数の100%を保有しております。
	人的関係	当社の取締役が、代表取締役を兼務しております。
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(注)平成 28 年 1 月 1 日付で、株式会社中央経済社分割準備会社は「株式会社中央経済社」に、株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社は「株式会社中央経済グループパブリッシング」に商号変更予定。

5. 直近事業年度の財政状態及び経営成績（平成 27 年 9 月期）

	分割会社 平成27年9月30日現在	承継会社① 平成27年11月2日現在	承継会社② 平成27年11月2日現在
名称	株式会社中央経済社	株式会社中央経済社分割準備会社	株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社
純資産	3,839,228千円（連結）	100,000千円	100,000千円
総資産	5,102,654千円（連結）	100,000千円	100,000千円
1株当たり純資産	1,043円03銭（連結）	22円	22円
売上高	3,108,702千円（連結）	-	-
営業利益	90,308千円（連結）	-	-
経常利益	113,523千円（連結）	-	-
当期純利益	55,426千円（連結）	-	-
1株当たり当期純利益	14円86銭（連結）	-	-

6. 分割する事業部門の内容

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
株式会社中央経済社分割準備会社	編集関連事業等 (a)
株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社	販売・校正・製作関連事業等 (b)

(2) 分割する事業部門の経営成績

	分割事業部門 (a)	分割事業部門 (b)	当社 (分割前) (c)	比率 (a/c)	比率 (b/c)
売上高	0 百万円	2,587 百万円	2,587 百万円	0%	100%

(注)金額は、平成 27 年 9 月 30 日現在の当社単体の損益計算書を基礎に作成しております。

(3) 承継させる資産、負債の項目及び金額（平成 27 年 9 月 30 日現在）

<株式会社中央経済社分割準備会社>

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	0 百万円	流動負債	0 百万円
固定資産	0 百万円	固定負債	0 百万円
合計	0 百万円	合計	0 百万円

<株式会社中央経済グループパブリッシング準備会社>

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	518 百万円	流動負債	162 百万円
固定資産	2 百万円	固定負債	0 百万円
合計	520 百万円	合計	162 百万円

(注)分割する資産、負債の金額は、平成 27 年 9 月 30 日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。

実際に分割する資産および負債の金額は、上記金額に本件分割の効力発生日までの増減を調整したうえで確定致します。

7. 本件分割後の状況

	分割会社	承継会社①	承継会社②
(1)名称	株式会社中央経済社 ホールディングス (平成28年1月1日付で「株式会社中央経済社」より商号変更予定)	株式会社中央経済社 (平成28年1月1日付で「株式会社中央経済社分割準備会社」より商号変更予定)	株式会社中央経済 グループパブリッシング (平成28年1月1日付で「株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社」より商号変更予定)
(2)所在地	東京都千代田区神田神保町 1丁目31番地2	東京都千代田区神田神保町 1丁目31番地2	東京都千代田区神田神保町 1丁目31番地2
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本 憲央	代表取締役社長 山本 継	代表取締役社長 山本 憲央
(4)事業内容	株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社管理業務等	編集関連事業等	販売・校正・製作関連事業等
(5)資本金	383,273千円	100,000千円	100,000千円
(6)決算期	9月30日	9月30日	9月30日

8. 今後の見通し

承継会社は当社の 100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入及び経営指導料収入等が中心となり、また費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社中央経済社ホールディングス」

に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	平成27年12月17日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年1月1日(予定)

定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>中央経済社</u>と称する。英文では、<u>CHUOKEIZAI-SHA, INC.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことおよびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済、経営、法律、会計、税務、その他社会科学全般に関する専門書籍、雑誌の発行 2 社会生活、趣味、娯楽等に役立つ一般書籍、雑誌の企画、編集、制作、発行 3 出版物の企画、編集、<u>制作業務</u> 4 出版物の販売および販売取扱業 5 出版物の出荷、回収、輸送、保管に関する業務 6 電子出版の企画、制作、販売 7 ビデオ等の音声・画像を用いた商品の企画、制作、販売 8 コンピュータを利用した情報提供サービスおよびデータベースの作成と提供 9 実務教育セミナーの企画、開催 10 広告宣伝の請負代理業 11 広告宣伝物の企画、制作、販売 12 飲食店業および遊技場の経営 <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>中央経済社ホールディングス</u>と称する。英文では、<u>CHUOKEIZAI-SHA HOLDINGS, INC.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことおよびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済、経営、法律、会計、税務、その他社会科学全般に関する専門書籍、雑誌等の発行 2 社会生活、趣味、娯楽等に役立つ一般書籍、雑誌等の企画、編集、制作、発行 3 出版物の企画、編集業務 4 出版物の<u>制作、販売</u>および販売取扱業 <p>(現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>13 不動産業務</u> <u>14 学術、企業実務、社会生活に役立つコンサルティング業務</u>

<p style="text-align: center;"><u>13</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;"><u>15</u> 前各号およびこれに付帯または関連する一切の業務</p>
<p>第3条から第16条（条文省略）</p>	<p>第3条から第16条（現行どおり）</p>
<p>（員 数）</p>	<p>（員 数）</p>
<p>第17条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>第17条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>
<p>第18条から第19条（条文省略）</p>	<p>第18条から第19条（現行どおり）</p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第20条 取締役の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選任する。その他必要に応じ、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、会長、副会長、副社長、専務、常務を各取締役から選定することができる。</p> <p>② <u>最高経営責任者及び取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>③ <u>前項の他、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者又は取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>最高経営責任者又は取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第20条 取締役の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選任する。その他必要に応じ、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、会長、副会長、副社長、専務、常務を各取締役から選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>② 取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第22条から第47条（条文省略）</p>	<p>第22条から第47条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（附 則）</p> <p><u>第1条 第1条、第2条、第17条、第20条および第21条の変更は、平成28年1月1日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

以上